

奈良県告示第百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、瀬南土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十八年八月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 黒松 定夫

北葛城郡広陵町大字古寺五九〇一二
大字南郷一〇八九

理事 高井 義直

一七

理事 藤山 龍雄

一六四一三

理事 藤山 久男

一一四八一五

理事 杉本 保

一一〇三五

理事 長谷川 丈夫

一一六三一四

理事 脇本 昌俊

一二六三

理事 脇本 博

一〇〇八

理事 藤山 博

一七八

理事 吉田 耕治

五八五一二

理事 大石 久義

三九九

理事 村田 正廣

大字古寺五五一三

理事 武村 稔茨

大字三吉一七九八一三

監事 梅田 文雄

大字古寺三〇五

監事 小林 英治

一〇八八

監事 畑守 章

大字南郷一二三九

監事 西井 亮治

大字三吉一七六〇一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 高井 義直

一七四五一二

理事 黒松 定夫

大字古寺五九〇一二

理事 藤山 龍雄

大字南郷一七

〃 〃 〃 監事 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

村田 番守 小林 脇本 松山 武村 新谷 村田 西井 岡本 杉本 吉岡 梅田 阿部 藤山 藤山
善廣 章 英治 英和 勝 賀禎 元信 正廣 亮治 友幸 保 元男 文雄 恵藏 博 久男

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

大字三吉一七四五一二 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一七八
大字古寺三九九 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一六四一三
大字三吉一七九八一三 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一二一四
大字古寺三〇五 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一二三九
大字南郷一〇三五 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 三三五—三
大字三吉一七六〇一一 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 三二五—五
大字古寺五八九 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 一一四八一五